

令和5年度第9回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和6年3月5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年3月12日	午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和6年3月12日	午後2時12分		
応 招 (不 応 招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇佐 信行	6	○	久保田 武治
欠席議員	2	○	坂口 幸法	7	○	豊永 好人
○ 出席	3	○	林田 俊策	8	○	猪原 清
× 欠席	4	○	魚住 憲一	9	○	落合 健治
△ 不応招	5	○	源嶋 たまみ	10	○	前田 文
会議録署名議員	4番	魚 住 憲 一		10番	前 田 文	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁	生涯学習課	矢 立 健		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課	恒 松 つ ぐ み		
	総 務 課 長	岡 本 雅 博	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	中 村 綾 子	福 祉 課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建 設 課	那 須 研 太 郎		
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課	多 田 哲 弥	農林整備課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	魚 住 雅 彦	産 業 振 興 課	那 須 隆 二		

会 議 に 付 し た 事 件

同意第3号	一般質問
発議第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
発議第4号	多良木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについて
	多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する 条例を定めることについて
	多良木町議会議員の派遣について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、説明員の日田副町長から、午前中のみ欠席届が出ております。そのほかは全員出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

○議長(宇佐信行君) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

9 番落合健治議員の一般質問を許可します。9 番落合健治議員。

落合 健治議員の一般質問

○9 番(落合健治君) それでは、通告に従い一般質問を始めます。

昨日、黙祷しましたが、昨夜は様々な特集内容のニュースが各テレビ局の番組で流れておりました。10 年、13 年ですね、経った今も時間が止まっているままの方が多く身受けられました。幸いにして本町は熊本地震の折も、建物的な被害はありませんでしたが、親戚縁者や友人関係などの被害は何かしらあったのではないかと思います。現在では 1 月 1 日の能登半島地震で 250 名近くの方が亡くなり、15 名近くの方が関連死で亡くなられております。ご冥福をお祈りするとともに、改めて自然災害の怖さを胸に刻み、本町から応援隊として派遣された職員の方の健闘もしくは活躍を祈りたいと思います。

今回、中学校解体の内容とアスベストについて。消防団のメールについてを質問していきませんが、危機管理防災課については所管する課です。

しかし、町長に対して質問したい事項がありますので、議長、質問することを許可願います。

○議長(宇佐信行君) はい、許可します。

○9 番(落合健治君) それでは 1 番の解体工事について(アスベスト調査・アスベスト処理を含む)で、(1)の今回の中学校解体工事変更の内容、内訳を説明していただきたいと思っております。

○議長(宇佐信行君) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長(黒木庄一郎君) お答えいたします。

2 月会議で可決していただきました、2 回目の契約変更額の 1,418 万円の主な内容でございますけれども、屋内運動場が当初、不可視部分であった屋根材下のスレート屋根材をアスベストみなし含有と判断し、撤去費用の追加による直接工事費の増額が約 880 万円。発生材の処分費が約 123 万円。アスベスト調査分析費用が約 73 万円となっております。

○議長(宇佐信行君) 9 番。

○9 番(落合健治君) 前回も、金額についてはいろいろ説明していただきました。このアスベストがですね、分かった時点で、その内容ですね。体育館とか等々もあると思いますが、そのことについても、ここにアスベストが多く出てましたっていう内訳ですね。その辺の説明もお願いします。

○議長(宇佐信行君) 林田建設課長。

○建設課長(林田 裕一君) アスベスト、今、黒木課長がご説明しましたとおり、多良木中学校の屋内運動場、いわゆる体育館ですね。ここの屋根がですね、当初スレートのみであると見込んでおりましたところ、その下に古い建材でまたスレートがありまして、これが

一番アスベスト含有、みなし建材として多い部分でございました。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、一応みなし含有、要するに確認なんです、それまで中学生が使ってたわけですね、その体育館自体。屋根材はもちろんですね。実際、使ってるものに関して解体するまでは何ですかね大丈夫だったのかどうか。実際、解体するからこそアスベストが出てくるのか。それとも、そこについてちょっと説明をいただければと思います。日頃使っているぶんはその問題はなかったのかのご説明をお願いします。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） アスベストにつきましては、テレビ等報道されておりますとおり、粉じんになった際、それが体の中に呼吸をした時に取り込まれた際に発癌性があるということですので、今回、解体までずっと破損等がなく、粉じん等も出ていない状況でしたので、今までは大丈夫、解体前までは大丈夫だったということです。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） では一応、解体の金額の内訳と、アスベストが中学生が使っている間、もしくはその近隣住民の方が使ってる間はアスベストの被害はあり得ないということの確認ができました。（2）のほうに移っていきたいと思います。アスベスト等が解体までその分からなかった理由ですね。そこについて説明をお願いします。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） 当初設計時においては、解体物件に係る参考文献、建設当時の設計書や図面、現地調査をもとに積算を行っております。

設計書や図面には、どのような建材が使用されたかは明記されておられません。現地調査においても可視部分、いわゆる見える部分のみ調査したことから、不可視部分ですね、もう壁の中に入っているとか、手をつけられないところにあるとか、そういった部分については、主要建材までは分からないのが現状であります。

よって解体工事施工中に使用建材が判明する状況になります。

なお、建設当時においては、使用する建材の材料承認願を提出されていたと推察しますが、材料承認願の書類については、一定の保存期間を過ぎると廃棄しております。最終的に残す資料としましては、建物の管理の観点から設計書、変更設計書を含みますが、と図面のみを残すようにしております。

また建設当時は制限を受けない建材であったものが、後の法改正等により使用禁止や撤去対象となった建材も多数あるのが現状でございます。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 今の説明では、建材とかを調べるに対しその資料は残っていないということでした。これも確認ですが、何年間その資料としては残して、そのあと廃棄するのでしょうか。その辺をお答えをお願いします。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） 保存期間につきましては、それぞれ期間が異なりますが、5年、10年、またはそれ以上というふうな形になりますが、国庫補助等対象となった場合には、保存期間が会計検査の対象から外れるまでは保存するような形になろうかと思っております。早ければ5年あたりで廃棄する場合もございます。

○9番（落合健治君） 体育館の場合はどうだったんですか。

○建設課長（林田裕一君） 体育館の建設が昭和何年ですかね、30何年頃ですので、もう既に廃棄されておりましたので。残ってたのは設計書、図面関係だけということになります。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 今の答弁です、アスベスト等が解体まで分からない理由は、要す

るにドアだったり色々建材の中に含まれている、確認の方法がないっていうことの確認ができました。

(3) に移っていきたいと思います。アスベスト、石綿ですね、要するに解体工事において、もしくはその解体の部分において、非常に危険な、解体し始めたら危険だと思うんですが、解体している現場の安全対策のほうを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） はい、アスベストなどの解体についてはですね、解体時に制限があるような建材の撤去について例をあげますと、アスベスト建材の撤去については、屋内にそういった建材がある場合については、解体部分の部屋とかですね、そういった部分をシートなどで覆い、密閉状態で防塵マスクや防護服を着用のうえ、アスベスト撤去の資格を有する者が行っております。屋外の場合ですが、撤去時に粉じんが飛散ないように水などを噴霧して、粉じんを水によって落下させるというようなことを行っておまして、また粉じんが飛ばないように、風のない日を選んで撤去を行っているところでございます。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 今のでですね、安全対策も資格を有する方がその現場において解体を行っているということで、中学校のほうの解体も、もちろんその現場の方の中にアスベストの処理をする資格のある方がいらっしゃったと思うので、そこは安全対策はしっかりしていたということの確認ができました。

(4) のほうに行きたいと思います。これから始まるですね、予定の解体工事。よそ、もう始まったんですかね、公民館の解体だったり幼稚園だったり、その他いろいろこれから出てくると思うんですが、まだアスベストどうのこうのでもないんですが、解体工事の安全対策等々はどんなふう考えられているのか、よろしくお願いします。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） はい、今後始まる予定の解体工事につきましては、元中央公民館及び元多良木幼稚園となっております。こちらも過去の参考文献をもとに設計を行い、現在、解体前の現地調査を実施しているところであります。本日ちょっと担当者のほうに聞きましたところ、やはりアスベスト含有とみなされるような建材があるということが今現在、判明しておりますので、その点については安全対策を、中学校解体と同じように安全対策を万全に期しながら解体に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 安全対策も中学校の解体以上に気を使いながらですね、アスベストが入ってるっていうのが分かっているのであれば、安全対策のほうをしていただきたいと思います。中学校と比べてですね、同じ条件ではなくですね、民家だったり、商売している方だったり、ものすごくリスクが今までより大きくなると思うので、その辺の注意はしっかりやっていただきたいと思います。

関連なんですけど、(5) のほうに移っていきたいと思います。それについてですね、近隣住民への報告または告知、どのような形でされるのか。その辺の説明をお願いします。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） 近隣住民への報告、告知につきましては、多良木中学校、旧多良木中学校校舎及び体育館を解体しました際にも、近隣住民の方には事前にアスベスト等が含まれているものがあるもので、解体前に事前に告知、報告を行っております。その際、屋外の場合ですと、その日については窓を閉めといてくださいというような告知を行っております。今回の撤去についても同じように施工業者、または担当者より、撤去開始の告知を行う予定としております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 今ですね、中学校の校舎と同じく、解体については近隣住民の方に告知をしっかりとさせていただくということでした。町長のほうにちょっと質問します。近隣住民の方へですね、もちろん告知が終わった後で、何かしら苦情等々が出た場合、説明会とかですね、そういうのも含めて、どういう、まだわかんないことなんであれですが、どういうふうな対応をとられるか、その辺をお願いします。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、アスベスト等々、建設資材の中にはやはり有害なものがたくさんあるということですので、これはやはり近隣住民の方々にはしっかりと説明をして、もしそういう事態が起きたらですね、再度説明会を、苦情等々がひょっとしたら出るかもしれませんので、一度の説明でどうしてもその納得いかないという方もいらっしゃると思います。そこは丁寧にやっていきたいというふうに思っています。いずれにしろ健康被害が起きることが一番ですね、後々尾を引くことになりますので、そこらあたりはやはり行政として責任を持って解体をするという意味ですね、ちゃんと説明はしていきたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 近隣住民への報告、また告知に関してはですね、建設課含め、町長もしっかり真しに対応していただけるという確認がとれました。

今回ですね、中学校の解体工事費用についての話なんですけど、最初の金額からアスベストの調査処理費用、そして今回の浄化槽の撤去費用と加算されました。事前に予想ができなかったのももちろん疑問が湧きましたが、アスベストに関しては解体をしてみないと分からない。他の建設業の方にもいろいろ話を聞いてみたんですが、やっぱりその辺は同じみたいです。解体して調査をしてみないと資料が残っていないので分からないというお答えでした。

浄化槽についてはですね、当時のやっぱ状況資料が残っていないのに加えて、こちらも作業後に分かったものだと理解はしました。しかしですね、仕方のないことなんだと理解はしますが、町民の方にとってはですね、大事な税金で金額も大きいので、せめて今回の追加のやつをですね、反省の材料、反省の材料と言うんですかね、とし現在より慎重に努力はしていただきたいと思います。そのことについて町長はどうお考えですか。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今回の件で言えば請求する側ですね、は最初からアスベストがあるものとして請求はできないわけですね。現場で発見されて初めてそれを検査してアスベストだっていうことが分かりますので、そして浄化槽にしてもですね、そこは分からなかったのかなと思うんですけど、これはもうしょうがないかなと、分からなかったということで。確かに税金が、何回か計画の変更がありましたのでですね。このあたりは計画変更がそんなにたくさんないような形でこれからやっていかなくちやいけないというふうに思いますので、そこらあたりは業者の方としっかりと話をしてですね、こういう想定のもとにいうのがもしあれば、そこは十分これから注意していきたいと思います。ただ今回の場合、予算の範囲内で収まりましたので。はい。そういう意味では致し方なかったかなというふうには思います。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） この解体工事についてですね、アスベストの調査についての内容なんですけど、確認も安全性の確認とですね、解体工事に対する安全性、そして対応、そして予算に関することですね、聞くことができました。この質問に関してはここまでにしたいと思います。

次の2番、大きな2番ですね、質問に移りたいと思います。消防団のメール配信についてやっていきたいと思いますが、この質問は時代背景もあり、より使いやすく利用していく

ための提案も同時にしている質問だと思しますので、答弁の方をよろしくをお願いします。

まずメール配信の現状はですが、私が聞いた話なんですが、この今のメール配信はですね、携帯の機種の種類によっては入りにくい。メール、皆さん携帯もちろんお持ちだと思うんですが、メールをなかなか見ない。してその町内で管内の放送があった時に、どなたからか電話があってからメールを確認するっていう、何か二重のでないか確認ができないような形になっている方の話をよく聞きます。

そのことについて現状を説明していただきたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

メール配信の現状はということでございます。現在、消防団への火災発生等を知らせるメールにつきましては、上球磨消防署より、防災行政無線の放送とあわせてメール登録者に対し配信をいただいているところでございます。

ちなみに本町の火災メールへの登録件数は、409件でございます。メールの配信が遅いということでそちら私も認識しておりますが、そちらにつきましては、その要因としまして、先ほど申しました409件のメールアドレスが登録されておりますが、その中にはメールアドレスの変更等により、既に存在しないアドレスも相当数含まれております。その既に存在しないアドレスにも配信することに起因しまして、メール受信に時間を要しているものと思われれます。

この件につきましては、現在、分団長に依頼しまして、メールアドレスの整理を進めておりまして、近々解決するものと考えております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） はい、今現状を語っていただいたんですが、2番のもう考えられるメリット・デメリットももうほぼ重複しているものだと思います。要するにですね、メール配信のメールアドレスの管理だったりとか、その他の何ですかね、通信する時のあれがもう現状に合っていないんだと私は思います。

しかしですね、そのメール自体をやめるっていうことではなくてですね、それはそのままにしておいて、私としてはLINE運用ですね、今私が使いやすいなと思ってるのはLINEだと思うので、他の行政関係もLINEのグループ作ったりそういうのをやっているとします。すいません、2番はもう省略していいでしょうか。

3番のLINEアプリの運用を考える予定がないか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

現在、分団長以上の消防団幹部内での連絡手段の一つとして、LINEアプリを活用しております。その他各分団各部でも、LINEアプリを利用しているようでございますので、運用という点では既に活用しているところでございます。

しかしながら、火災発生の周知につきましては、先ほどから申し上げておおり、防災行政無線とメール配信のみでございますので、情報発信の多重化、多様化を図るためにも、LINEアプリの運用は有効な手段であると考えております。

LINEアプリを運用するに当たっては本町のみではなく、上球磨消防署が管轄します4町村が足並みをそろえて進めたほうがより効果的だと考えております。

また消防団として全体で運用するに当たっては情報が乱立する恐れがあるため、ある程度のルールづくりも必要かと思しますので、その点も含めまして、上球磨消防団連合会の幹部会、こちら上球磨4か町村の消防団の団長・主任で構成されておりますけども、そちらのほうで協議をしていただけないか、町としましても働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 課長に答えていただいたように、一部ではLINEの運用もされていて、ただそれが上球磨消防署のほうからの発信ではないという答えが返ってきました。

今回の質問はですね、私が消防組合のほうのですね、議員でもあるため、同じ質問を消防組合でしたところ、メール配信については上消連からの要望で始まったことで、そもそもは防災無線だけのことだったと。今のところそのような要望はないとのことでした。逆を言えばですね、要望があれば対応を考えるとのことでした。時代背景もあり、団員もしくは地元の方、団員に限らずですね、そして有事の際は情報共有が必要だと思いますが、町長はどうお考えか、その辺をお願いします。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、やっぱり緊急の場合は、皆さんで情報共有というのはこれは絶対に必要なことですので。そして、しかもそれはなるべく早く皆さんのほうに伝わるようなシステムが必要だと思います。

今、議員おっしゃったように、上球磨消防組合のほうでそういう提案があれば、提起が、問題提起があればそれに対応するというふうにおっしゃっていただいているのでしたらですね、早速、4町村の消防の担当の方々と危機管理防災課とですね、一緒に協議をしてみたいというふうに思ってます。

消防署のほうを受けていただけるということであればですね、それはもうお願いしたほうがより早く皆さんに情報が伝わりますので、一刻も早い情報の伝達という意味ではですね、非常に有効な手段ではないかなというふうに思ってます。

○議長（宇佐信行君） 9番。

○9番（落合健治君） 今回ですね、団員の方からメールがものすごく情報として使いにくいという話を聞いてこの質問とですね、提案をしたんですが、LINEアプリのほうの運用を考えていただいて、消防組合のほうにも提案していただける、もしくはルール作りですね、さっき課長が言われたようにルール作りが物凄く必要だと思うので、その辺のことをしっかりやっていただきたいと思います。

今回ですね、どちらも住民への情報提供に関する質問となりました。もちろんですね、正確な情報でないと混乱を生むので、しっかりとした文書、年齢のですね、上の方がいらっしゃるの、文章でしっかり告知またはメールも含めてですね、今がちょうど中間ですかね、紙ベースでもいるしデジタル的なものもいる。だからもう横文字で難しい言葉を使わずに、SNSでみんなが分かっていると思ってもそうじゃなくてちゃんと詳しくですね、もう70だろうが80だろうが90だろうが分かるような文章でここ10年ぐらいはですね、やっていくことがすごく大事だと思います。しっかりとした混乱を生まないようにですね、しっかりとした文書での告知、電子的なSNSでのルールの告知、またはルールを決めたうえでLINEとかの運用をですね、まず話し合ったうえでやっていただきたいと思います。そして住民の方のですね、心配の軽減に努めていただきたいと思います。

それではですね、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宇佐信行君） これで、9番落合健治議員の一般質問を終わります。

次に、6番久保田武治議員の一般質問を許可します。6番久保田武治議員。

久保田 武治議員の一般質問

○6番（久保田武治君） まずは元日早々の能登半島地震で被災された全ての皆さんに心からのお見舞いと、現地に1日も早く安心安全な生活が訪れますように心からお祈りをして質問に入りますが、私の所属する委員会に関する質問もありますので、議長に許可をいただ

きたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（宇佐信行君） はい、許可します。

○6番（久保田 武治君） まず1番目の、町長のマニフェストについてということであげております。

町長の在任期間が1年間を切ったわけですが、掲げたマニフェストの到達点と課題、今後の取り組みについて伺いたいということなんですが、昨日の同僚議員の所信表明についての質問で、かなりの部分の答弁がありましたので、それについてはもう敢えてお答えいただく必要ありませんが、まず約7年間行政のトップとして、町民の福祉増進と生活向上のために奔走してこられたわけですが、最初の町長選挙にあたって町民に示されたマニフェストのいくつかについて伺いますということなんですが、まずマニフェスト。辞書で調べますと宣言、宣誓書、公約というふうに出ています。

作家の〇〇〇〇氏がですね、政治家の公約も膏藥も貼ればすぐに効き目があるが、効き目がすぐになくなり剥がれるというふう述べています。そしてもっと大胆にですね、公約は破るものだと言う政治家も永田町にあちこち散見されます。そこで町長、これ当然見覚えありますよね。確かご自分で配布されたところもあると思うんですが。

まずその若者の人口増と働く場所の確保が最優先の課題というふうに言われてるんですが、どこまで到達したのか。特にですね、この中には多良木町の将来像と展望ということ、これまでできなかった企業誘致に真剣に取り組み、働く場所を確保しなければなりません。

町の基幹産業は農林業です。頑張っている若い農林業従事者を支えます。農産物等ブランド化する過程で人づくり物づくりを推進し、利益を生む豊かな町にしなくてはなりませんというふう述べています。そして、結局、前町長に対してですね、企業誘致はできませんでしたというようなことも書いてございますね。これについては今回の所信表明ではですね、ますます高齢化が進み、毎年の出生率が減少し、県内45市町村中、人口減少率が最も高い球磨村、五木村に次ぐ3番目に多い町としてあがっておりまして述べられておられます。そして、移住定住や新規の公営住宅の整備についても触れておられます。そこで町長の見解を伺いたいんですが、どこまで到達したのか。自分なりの評価と課題についてはどのように見解をお持ちなのか、その点について。

○議長（宇佐信行君） これより、町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、選挙の折のマニフェストというのは、住民の皆さんに対する約束という意味と、それが実際にですね、すぐにできるものではなくても、将来こうあったらいいなという、一種の政治的なプロパガンダ、宣伝という意味も含まれていると思うんですが、確かに7年前に立候補しましたときに、若い人が集まる魅力的な町にという言葉を使っています。

町も外部のいろんな会社や組織とつながりながら、人材育成にこれまで力を入れてきましたし、子どもさんが生まれてから保育所から義務教育を経て高校卒業されるまで、18歳までの子育て対策が充実しておりますし、多良木町には若い人たちにとって魅力的な町になってはいると自分では思っています。しかし残念ながら、若い人はそんなに集まってきてません。

魅力的な町なだけで集まってきてない。議会の皆様のご理解を得て、学校給食費の無償化も5年度から行わせていただきましたし、生まれてから高校卒業されるまでの少子高齢化対策においては、これまでですね、町も頑張ってきて、皆さんと一緒に頑張ってきたかなというふうに思っております。

令和6年度の予算の中でも新たな対策として小・中学校への入学の折の準備金をですね、増額をさせていただきました。他町村には見られない政策として結果を出せるには至っておりませんが、移住定住を設立の目的の一つとする一般財団法人たらぎまちづくり推進機構の設立と、各熊大と熊本県立大学、それから何度も言いますがDeNA、ADDRESS、

Classi あたりとの連携、そして高齢者対策などの一連の政策はですね、いずれも他町村と比較をして大きく遅れをとるものではないと思っております。

むしろですね、国県などからの評価は高い、非常に高い先鋭的な部分を多く持ちつつ事業展開を行っていると思っております。しかしながら、多死社会、たくさん亡くなる社会に今なってきておりますので、その到来によって人口の減少が続いているということは、今議員がおっしゃったとおりであります。

人口減少スピードを少しでも緩和させるという対策が、これは多良木に限ったことではなくて、人吉球磨管内全ての市町村にそういう対策が必要となっているんですが、若い方々の人口増と働く場所を作るという意味での到達はというご質問ですけれども、若い人たちにとって、決して魅力のない町ではないはずなんですけど、しかし、都市部になればですね、もっと魅力的な場所はたくさんありますし、私の呼びかけがですね、なかなか届いていないのかもしれない。やることはやってるんですけども、結果がついてきてないということはおっしゃるとおりだと思います。

これからもですね、どうしたら若い人が町に残ってくれるのかを、私自身悩み続けなければならぬかなというふうに思ってます。なかなか、考えたことが全てうまくいくというのは状況としてなかなかないんですけど、自分の反省も込めつつですね、これから1年ほど残っておりますので、頑張って政策を進めていければというふうに思ってます。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 少子高齢化、人口減少、これは本町だけの問題ではありませんので、確かに社会的な、あるいは経済的な動向の中でですね、制約される部分がありますんで、町長の頑張りが足りないというふうには申し上げませんが、そこでですね、働く場所の確保、どこまで進んだのか、あるいは残りの期間、数値的な目標も含めて何かお考えですか。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 数値的な目標というか、そちらで聞いておられる、農産物のブランド化はできたのかという質問とリンクするんですかね。それはもう一つ先になりますかね。いいですか、はい。

こちらの質問、いただいている質問で農産物のブランド化はできたのかという質問がありますので、そちらに対してちょっとお答えをしたいと思います。ブランド化の一般的な定義としては、知名度の獲得、そして競合商品との差別化、それから一定以上の品質の醸成という、ブランド化の三つの条件がきちんと成し遂げられているかということだというふうに一般的には言われています。

先日、議員にもご出席いただいた米たらぎの祝勝会には、議員出席いただきましたけれども、米たらぎの祝勝会で、多良木の米をですね、仲買人さんたちの間でも非常に高く評価されています。あそこでもちょっと〇〇先生のほうからお話がありましたけれども、そういう文脈から判断しますと、仲買人さんたちの知名度はどうかといいますと、これはとても知名度があるということ。これで第1番目の知名度の獲得という意味では、ブランド化の一つの要素を満たしていると思います。

次に差別化という面では、いろんな大会で金賞をとっておられますし、いつも上位に入っておられます。他の町村長たちですね、リップサービスという面はあるのかもしれませんが、これまでブランド化に成功しておられる県北の市の市長さんがですね、多良木の米は頭一つ抜けてますよねと。あるいは我々からしたら背中も見えなくなってますよねというようなことを言っていただきます。これはあながちですね、大げさな言い方ではなくて、全国大会で金賞をとっておられますので、そういう評価は当然あっていいのかなというふうに思ってます。そういう意味で言えば、明らかに差別化ができているということ。

次に3番目に品質ということになりますが、これは実際食べてみておいしいかどうかとい

うことと、色つやと味覚ですよ。実際食べてみますと、皆さん大変おいしいと言っていますので、品質の醸成もできてるとい。ということで、ブランド化の三つの条件の、このブランド化の定義はクリアしているということになります。

米のブランド化はほぼ達成していると思いますけれども、昨年11月にですね、第7回目の九州お米食味コンクールを多良木で開催させていただきましたが、全九州から1,311の検体の出品がありまして、当日は議員の皆さん方もご来賓としてですね、出席していただき、応援に来ていただきましたが、多良木の方々が非常にいい成績をとられたということで、あそこに来ておられたお米の食味の専門家の皆さんとかですね、問屋の方々に米どころ多良木っていうのをアピールして、PRすることができたと思っています。そういう大きな成果があらわれたので、この成果は多良木町の他の多良木の物が美味しいというですね、他の農産物にも波及するものと思っておりますので、これを次の時代に繋いでいくために、生産者の皆さんには、ますます成果を上げられるようにということで、これからも関わってきたいというふうに思っております。

それから12月に静岡市で開催されました、第20回のお米日本一コンテスト in 静岡という行事があるんですけど、こちらでは全国の名立たるブランド米が出品される中でですね、多良木町の出品者の方が金賞を受賞する。この金賞というのは、上位30決のことを言うんだそうですけれども、ができました。

これからは、こういった取組を、良い影響が地域農業と地域活性化の地域経済の活性化につながるようにですね、横展開を含めて関わっていく必要があるというふうに思っています。

町としてもブランド力を向上させて、付加価値の高い米を取り扱う米問屋を初めとして、全国の専門家に米どころ多良木町をPRできるようにですね、食味コンクールの最高峰である米食味分析コンクール国際大会というのがありますけれども、こちらで総合部門で優勝、金賞を勝ち取るために、これからも農家を応援していきたいというふうに思っております。

数値目標等々はですね、特に立てておりませんが、しかしこれからも色々詳しい方々ですね、ご教示を受けながら、いい製品を。実際、多良木町の農産物というのは、物産館でも時々買ったり、いろいろ皆さんのお話を聞くんですが、新鮮でおいしいというのはもう本当に、副町長が熊本から来てしょっちゅうあそこに寄ってるんですけど、多良木の農産物の評価は非常に高いと思いますので、これを広くですね、行き渡っていけばいいなというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 今質問のイの部分とそれからウの部分についてですね、関連して答弁いただきましたが、この間、確かに米ブランド化については、関係者の奮闘努力によって大きな成果を上げてですね、まさにブランド化が進みました。

それをベースに他の作物にどういうふうにそういうこうチェンジしていくのか、そういうところが課題になってるというふうに思うんですが。

そこです、ウの農林商工業、観光についても昨日も答弁をいただいておりますので、あえて答弁求めませんが、人が集まる魅力的な力強いまちづくり、そのために一体その残任期間です、何に集中して、言わば取り組みを進められるのか、その点について何かございますか。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 議員おっしゃったように、その件については昨日、随分、長いこと答弁をさせていただきましたけれども、やはり昨日1番目の目標にあげてました、多良木町にADDRESSの拠点を一つ作りたいというのがまずあります。

これは是非やっていきたいと思っておりますし、これが最初はなかなか難しいかもしれませんが。低い料金で借りて、ちょっと贅沢な広い家を欲しいということですので、そういうも

のをまず作って、そしてそれができると同じような方法論で町の中にそういう拠点がいくつもできていくということ、やっつけていきたいというふうに思っています。それが、住宅建設も計画をしておりますので、そういうことで若い方々に多良木に入ってきていただければという希望的な観測を持ってるんですけど、上手いいかないかもしれないけれども、最大限努力していきたいというふうに思っています。

それと、財団関連で昨日、いろいろとるる申し上げましたけれども、財団の事業って本当に広過ぎてですね、どれを集中するんだって言われてもなかなか難しいんですが、しかしやはり人件費が出せてない部分もありますので、そちらはなるべく人件費が出せるような形で努力をしていきますし、そちらの人件費が足りない分は、昨日申し上げましたが、ふるさと納税でなんとかカバーをしていけるような努力をしていきたいというふうに思っています。

他町村の動向も気になるんですけど、多良木は多良木で今のやり方で、どこの町村も総務省のほうでちょっとこう枠を狭めてきましたのでですね、なかなか難しいところがあって厳しい町村も出てきてますけれども、多良木町の場合は順調に今いっております、DCTという会社と提携を結んでおります。そこはもう前の会社と違って、何かにつけロイヤリティーっていうか、そういうのを請求してこない会社なので、やりやすい、財団としても非常にやりやすいと思いますし、そういう中で今度はふるさと納税を増やしながらですね、人材育成も同時にやっていければなど。そしてそのことで多良木に残ってくれる方がたくさん出てくれればいいなというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 残留期間も精一杯ですね、集中していただいて、それなりの成果を上げていただければというふうに思うんですが、今回の所信表明が来年から先の4年間もまた見据えたものかどうかということは私分かりませんが、いずれにしても、いろいろ構想は確かに展開されてますので、あとはそれを一つ一つきちっと成果に結びつける。

もちろん財源の問題もありますし、マンパワーの問題、諸々ありますが、まずはその先頭に立ってリーダーとして頑張っていただくのは町長ですので、その点ですね、ぜひ健康に留意されて、精一杯ご奮闘いただければというふうに思います。この項についての質問は終わります。

次2つ目のですね、防災事業計画について移ります。

能登半島地震の災害を教訓として、様々な場面を想定した事業や計画の必要性が明らかになった。そこでどのように進めていかれるかっていうことなんですけど、今回の地震は能登半島、現地がそういうことで、地理的条件に加えて津波、あるいは土地の隆起や沈降などの影響で道路がズタズタに寸断され、多くの集落が孤立し、今なおまだ復旧の取り組みが続いているところですね。同じことがいつどこで起きてもおかしくない。そう考えて、備えの再点検が必要だ。これ朝日新聞の社説です。

本町でも令和2年度豪雨災害で、槻木地区が長期に渡って孤立状態となりました。防災計画も策定され、総合防災マップも家庭に配布されていますが、今回の地震を教訓として、改めて整備補強しなければならない課題が明らかになったと思います。

そこで以下の課題について、どのように取り組んでいかれるのかということでお伺いするわけです。

まずアですね。孤立集落が発生した際の物流体制の整備、槻木地区を初めとして松ヶ野、宮ヶ野、永谷、増谷、柳野など、山間地が地震の強度によっては孤立してしまう可能性も考えておかなければなりません。その際の物流体制をどのように整備するのか、その点についてまず伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

現在、孤立の可能性のある地区につきましては、食料や飲料水、段ボールベッド等をお渡ししまして、各地区の公民分館等で備蓄していただいております。

今後は、能登半島地震の際に不足した備蓄物資の簡易トイレですとか、毛布等、また孤立の可能性のある地区の区長に備蓄物資のニーズの聞き取りを行いまして、不足する物資については災害が発生する前にお渡ししまして、備蓄をお願いしたいと考えております。

また、孤立が長期化した場合の物資の搬送手段としましては、令和2年7月豪雨の際に槻木地区が孤立した際にも活用しました、自衛隊や警察等のヘリによる搬送、また今年度整備しましたオフロードバイクの活用、また物資搬送用のドローンの導入について今後、検討すべきだと考えております。

併せて、土砂災害による孤立の可能性のある場合には、引き続き早めの避難を促してまいりますと考えております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） それなりの想定の上でですね、取り組みがなされてるっていうふうなことだと思うんですが、今回の能登半島地震で一番皆さん困られたのはトイレがないっていう問題で、本町では立派な防災トイレがありますが、しかしこれがそれぞれの現地で孤立した時にね、どういうふうにトイレ確保するかという問題も確かに重要な課題になりますんで、それぞれも含めた今後の計画をですね、さらにもっと練っていただければというふうに思います。

イのですね、指定避難所が機能しない場合の2次避難所の確保。今回は能登半島でも指定避難所が避難所として機能しないという状態があって二次避難所。二次避難所もこれも当てにならないということで、それぞれが例えばビニールハウスの中で皆さんが集団生活されるとか、いろんな場面が出てきましたが、そういうことについて今後どのように整備をされていくのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

本町では、現在、指定避難所としまして7つの施設を指定しておりますが、全ての施設において耐震性の確保はできております。

しかしながら、震源の場所ですとか災害の規模によっては、断水等や停電等により、避難所として機能しない避難所も出てまいります。

もし、公民分館等の一時避難所が被災していなければ、そちらの活用ですとか、県が調整します被災していない県内あるいは県外のホテル等の活用、姉妹町であります鹿児島県阿久根市との災害協定に基づく避難等、広域的な避難についても検討しておくべきと考えております。

そのほか、安全な場所にお住まいの親戚や知人宅への避難や、車中泊による避難も考えられるところがございます。

○議長（宇佐信行君） 久保田議員。

これで一応開会してから1時間程度経ちましたので、ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時56分休憩)

(午前11時03分開会)

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。6番。

○6番（久保田 武治君） それではうになります。

高齢者や障がい者を受け入れる福祉避難所の確保と医療支援や入浴支援の体制についてということになります。

今回は福祉施設が損壊をして、介護に当たる職員も被災したために機能しなかったり、あるいは医療機関のほとんどが休業状態になってしまいました。また温泉や銭湯も損壊したた

めに、長期間入浴できない事態が発生しました。

これらのことを想定しての計画をどのように立てていかれるのかわかることなんですが、本町の場合もう実際に銭湯つってもえびすの湯しかないわけですし、そういう意味では本当に今回みたいな事態になった時にどうなるんだろうかっていう、その辺の問題をやっぱりしっかりと見据えた計画が必要ではないかっていうことでお尋ねをするわけです。まずその点についてお伺いいたします。

○議長（宇佐信行君） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それでは、私からは、福祉避難所の件につきまして答弁させていただきます。

本町の福祉避難所でございますが、高齢者用の福祉避難所としまして、町内4つの介護事業所と災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を交わしております。

協定の目的としましては、災害発生時、要援護者が避難を余儀なくされた場合、介護事業者が運営する施設を避難所として開設することで、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的としております。

開設に当たりましては、災害等が発生した場合に福祉避難所の開設が必要と町が判断したときは、協定先の介護事業所に開設の要請を行いまして開設という流れになります。

福祉避難所としての開設日数は、災害等の発生の日から7日以内としておりますが、災害の状況により延長を要する場合は、町と介護事業所と協議のうえ7日以内でさらに延長できるものとしております。近年では、令和2年7月豪雨災害の際に1か所協定先の介護施設を福祉避難所として開設していただき、1名の方が利用されております。

また、令和5年11月12日に開催されました多良木町総合防災訓練の際に、上球磨地域介護事業所連絡会との福祉避難所移送訓練を実施し、多良木6区の3の公民館から、福祉避難所までの移送と受入れの訓練を行っております。

なお、障がい者の方のための福祉避難所は、現在のところ確保できてない状況にあります。

○議長（宇佐信行君） 竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは、私からは、医療支援について、答弁させていただきます。

まず災害時などの医療支援については、多良木町地域防災計画書に医療・助産計画として位置づけられております。そして、住民ほけん課が担当となっております。この医療・助産計画では、発生した災害が災害救助法に適用された場合は県が主導して医療支援を行いますが、そのほかの災害の際は多良木町が医療支援を行うこととなります。

なお、災害救助法が適用されたとしても、県による医療支援などの暇がない場合は、町が補助機関として行うことが規定してあります。

また、多良木町地域防災計画書を下支えする役割を持つ多良木町受援マニュアルでは、より詳しい業務内容や役割分担などを定めてあり、医療支援に係る体制をはじめ、物資や人的支援の受入れについて明確化されています。

さらに、災害などが発生した直後から迅速かつ効果的な活動が行われるように、具体的な活動内容を明示した、災害時における保健活動マニュアルも作成されております。

いずれにしても、医療支援に係る体制、人員や物資などの確保については、平時から備えておく必要があります。昨年の多良木町防災総合訓練では、医療支援者を把握する訓練等を実施しております。

また毎年、熊本県によります関係医療機関、人吉医療センターや公立多良木病院、関係医療機関、関係自治体を集めた合同会議では、円滑な医療支援ができるように連携の強化を努めているところでございます。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、私のほうからは、入浴支援について答弁させていただきます。

入浴支援につきましては、施設が被災しなかったことを前提としますと、先ほど議員が申されたようにえびすの湯、それから今年度整備しました車中泊者対応防災トイレ内のシャワーの活用、また自衛隊が所有しております野外入浴セットによる支援が可能かと思えます。

しかしながら、支援の体制が整うまでの日数や入浴者数の限度もございまして、備蓄物資として、身体拭き用の大きめのウェットティッシュやドライシャンプー等の購入を来年度において予定しております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） それなりですね、対応を準備されてるっていうことは分かったんですが、ただ福祉避難所の場合ですね、実際に今回の能登半島地震の場合は、その福祉施設そのものが、いわば入居者で手いっぱい、受入れができないっていう事態も出ておりますので、新たにそれに代わるものをどう確保するかっていう検討も必要かと思うんで、もちろんきめ細かに計画をするといっても、当事者だけの判断でいいものができるというふうにはなりませんので、やはり各団体も含めた、いろんな交流、あるいはそのそういう意見聴取の中でそういうものをぜひ整備される、そういう方向が望ましいのではないかというふうに申し上げておきたいと思えます。

次のエのですね、浄水場や水道管などの耐震化と水の確保について伺います。能登では、未だに断水している地区もあり、命の水をどのように確保していくのかっていう課題も突きつけられています。

水源や浄水場の整備強化、あるいは水道管路の耐震化率の向上、あるいは耐震性の貯水槽の設置など、そういうことを含めて一体どのように取り組みを今後なされるのか。その点について伺います。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 浄水場や水道管についてお答えいたします。

浄水場などの施設については、昭和40年代から順次整備され、築後50年以上の施設もございまして、現在まで耐震診断などを実施した実績も今のところはないところでございまして。

よって今後におきましては、頻発するそういった地震災害等も考慮して、耐震診断などを計画的に行っていければと考えております。行っていくに当たりましては財政も伴いますので、そういったところ、現在の水道の保有資産等も勘案しながら考えていきたいと考えております。

また水道管については、毎年度、老朽管更新を順次行っております。この更新につきましては、最新の管を利用しております。耐震性がある物を更新工事で実施しているところでございまして。

その他、そのほかに水の確保についてです。確保につきましては、令和5年度におきまして、危機管理防災課が現中学校敷地内に、正門を入られて左手になりますが、こちらのほうに貯水機能付きの給水管、通称、水道事業者の間では銀玉と言われておるものでございまして、内容量2トンの施設を設置しております。これはですね、断水時には1人当たり30の水が必要と計算されておりますので、それらで計算しますと、約650人超の飲料水が確保できることとなっております。

この施設は、通常の水道の管路上に貯水機能を持たせたもので、断水時には水を貯留し、そこで給水活動が可能となるものです。また給水車から水の補充も可能となっており、給水車が貯留装置へ水を補充した後は、すぐに飲料水をまた汲みに行くことができ、今までのように給水車のタンクが空になるまでそこに留まっておる必要はないという装置となっております。いわゆる給水車を効率的に稼働させることができるものとなっております。

熊本市におきましては、各小学校などに整備が順次進められており、球磨郡内の近隣町村においても、順次整備が進められているところです。

本町においても、避難所など設置可能なところに設置を現在検討しているところです。

そのほかの確保策としましては、危機管理防災課にてペットボトルや給水袋の備蓄なども行われております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） オのですね、被災者を支援するパワーの確保についてちょっと伺いたいと思います。

今回ですね、能登半島の地震では、当然役場の職員、医療機関の職員、消防署員、団員などが被災をして被災者の支援が十分にできない。そういうことが起こりましたし、現にまだそういうことで全国各地から現地に派遣という、そういう状態にあるわけですが、そこでそのマンパワーをどのように確保するのか。

当然、地震があった場合には、本町だけでなく、近隣町村にも当然そういう被災状況にあるわけですので、当然本町だけの確保は困難だっという、そういうことも想定されるわけですね。

ですから、その辺で対策を想定しておく必要があるということで伺うわけですが、その点についてはどのように進めていかれるのか。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

被災の程度にもよりますが、人吉球磨管内が被災した場合には、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定により、人吉球磨管内以外の県内自治体職員が避難場運営や罹災証明書関係事務、生活再建支援関係業務、災害廃棄物に係る業務等、応急復旧活動及び復興対策に必要な職員の派遣がなされることとなっております。

今回の能登半島地震のような、県内全体が被災するような大規模な災害時には、総務省が定めております、応急対策職員派遣制度により全国の地方公共団体による応援職員の派遣がなされることとなっております。

そのほか、指定避難所以外に避難されている避難生活者の支援や在宅者の支援、被災した住宅の瓦礫撤去等には、相当なマンパワーを要するかと思います。

そちらにつきましては、町地域防災計画内の災害ボランティア活動計画により、ボランティアの受入れやボランティア業務の把握、割り振り等、多良木町社会福祉協議会が窓口となり対応してまいります。町の災害対策本部と社会福祉協議会との情報共有等の訓練も今後、実施できればと考えております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 一応それなりのですね、対応は考えられてるっていうことは分かりました。

それで次のカのですね、学校が機能喪失した場合の児童生徒への学習支援というふうにあげてます。

まず一つ目にですね、職員室や教室が被災し、学習環境に支障が出た場合の学習支援。その場合にはどういう支援を行うのか、その点についてまず伺います。

○議長（宇佐信行君） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一郎君） お答えいたします。

学校施設等、学習環境の被災状況により異なりますが、令和2年7月豪雨災害の球磨村の対応を参考にしますと、学校と教育委員会の連携により、学習プリントを作成し、先生方が手分けをし、児童生徒に配布して学習支援を行ったと聞いております。

この例を参考にしますと、学校機能が全て喪失した場合は、人力による地道な支援しかな

いものと考えております。

仮にネット環境が利用できる場合は、GIGA スクール構想で整備しました端末、タブレットにより ICT 等を活用した学習指導も考えられるところであります。

現在、能登半島地震に伴い、奥能登地域に、小・中学校に向けた学習支援として、3 学期の学習内容に関連する参考動画や確認問題を広島県のホームページに掲載されています。

さらに、民間事業者からは、動画学習支援コンテンツの無償提供も行われています。このような支援も、他力本願ではありますが、ネット環境があれば受けることも可能です。

学習の遅れは、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、対面により学習状況を把握し、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮、土曜日の活用等を活用して、補充されるものと考えますが、被災した児童生徒の心のケアが重要だと考えているところでございます。

今後の取り組みとしましての具体的な答弁ではありませんが、災害発生後の学校施設、通学路等の状況確認、先生方、児童生徒の各々の実情等の情報収集を迅速かつ正確に行い、被災状況に応じた学習支援対策を臨機応変に講ずるものと考えております。

○議長（宇佐信行君） 6 番。

○6 番（久保田 武治君） そこでですね、例えば、老朽化が進んでいる久米小学校が被災したり、あるいは柳野分校地区の道路が寸断された場合の対応策については、どのようにお考えになりますか。

○議長（宇佐信行君） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

現在の小中学校校舎等につきましては、耐震化済みでございますので、耐震診断基準、IS 値というのがあるんですけども、IS 値が 0.6 以上を示しています。

よって震度 6、7 程度の地震に対し、倒壊または崩壊する危険性は低いと想定しているところでございます。

しかし議員のご質問どおり、想定外ですね、状況が発生し、老朽化が進行している校舎等の学校が被災、または道路が分断され、授業ができない場合も考えられます。

そのような場合は、新しい校舎であり、立地的にもですね、被害の程度が低いと考えられます多良木中学校、多良木学校等、利用可能な学校施設の空き教室等をですね、活用し、可能な限り授業を実施するものと考えます。

○議長（宇佐信行君） 6 番。

○6 番（久保田 武治君） そこで先ほどですね、課長答弁の中で、いわゆる子どもたちの心のケアっていう問題が出ましたので、被災した児童生徒のメンタルケア、これをどのように進めていかれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 心のケアについてのお尋ねであります。

本当に甚大な災害によりまして、子どもたちの心はズタズタに切り裂かれたりして、非常につらい立場に立つだろうと思います。従いまして、心のケアが求められるわけですが、けれども、まずは基本的には、その子どもを担当する学級担任がおります。それから養護教諭もおりますですね。こういう方々との人間関係が非常に子どもたちはできていると思うんですよ。ですから、何事も相談しやすい、悩みを打ち明けやすい。そういう関係性ができてますので、まずは基本的には担任、養護教諭が対応をしていただくと。

それから心の状態次第ですけども、そういうのに対しましては、教育事務所あたりに SW、SSW、カウンセラーですね、そういう方々が専門的な知識を持ってる方がいらっしゃいますので、そういう方々に依頼をして、個別対応で心のケアに当たっていただければどうかと思っております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） そこでいろいろ想定されるですね、そういう課題についてどのように取り組むかということについていろいろ伺いました。

そこで総括的に町長にですね、一体こういう事態を想定して、どのように取り組みを進めていかれるか、その辺について。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 東日本大震災にしても、今回の能登の地震にしてもですね、本当に想定外という言葉がよく出てきますけれども、こういうことは想定していなかったという事態がたくさん出てくると思うんですね。

今、議員がいろいろご質問された問題、確かに全部お答えはしましたけれども、そういう場面で、また全く全然局面が違う場合も出てくると思いますし、そういう場合での住民の方々の要求といいますか、能登の方々、それから東日本大震災で被災された方々は、本当によく我慢されたと思うんですが、行政でできることには限りがあると思うんですね。

だからやっぱりこう皆さんの、今言われた心のケア、これからどういうふうにしていったらいいのかっていう、途方に暮れておられる方々の身近に寄り添うような行政といいますかですね、物とかそういうものではなかなか変えられないものっていうのが、そういう局面で出てくると思いますので、住民の方々に寄り添ったケアを行い、そして住民の方々がなるべく早く立ち直れるような、そういう場面をですね、たくさん作っていければというふうに思います。

そのためには、やはり学校には仕事をしながらではありますけれども、被災をされた方が、職員自体も被災をしておりますし、いろんな方々被災しておりますが、そういうものを全部ひっくるめて、自分の職種と考えたときにはですね、やはり職員、あるいは学校の職員の方々が先頭に立って、自分たちの役目を果たしていただきたいと思いますし、私たちが全力でそういう災害復旧、そして心のケアに当たりたいというふうに思います。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） それでは次に3番目のですね、補聴器助成について伺いたと思います。

難聴がですね、認知症の最大のリスクの一つとして、全国で高齢者への補聴器購入費の助成が増えている。本町でも検討できないかっていうことなんですけど、実はですね、これ厚労省の見解も出てるんですけども、2021年にですね、自治体の補聴器助成の状況などを調査した、難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究というのを公表してるわけです。

当時、2021年時点での調査では36自治体、65歳以上の住民の聴力検査は、4自治体のみが実施との結果を踏まえて、取組強化の検討が求められるっていうふうに提言をしているわけです。

そこでですね、日本年金者組合っていうのがあるんですけど、そこがやった今年1月4日時点での調査では、全国230を超える自治体で補聴器助成が広がっています。

3年前の私の質問に、町長はそういう助成もあるんですねっていうふうに確か答弁されたと思うんですが、県内ではですね、現在のところ長洲町、益城町、そして郡内の五木村の3自治体が行っています。そこで担当課では、このような状況を把握されているかどうか、まずその点を伺います。

○議長（宇佐信行君） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それでは、答弁させていただきます。

補聴器購入の助成事業につきましては、議員申されましたとおり、県内では益城町、長洲町、五木村の三つの町村で実施されておりましたので、近隣の五木村の担当課に、助成の内

容等につきまして確認させていただきました。

五木村では、令和3年度から事業に取り組みされており、現在までの実績は、令和3年度に8件、令和4年度に6件、令和5年度に9件の助成を行ったとのこと。また助成の対象要件でございますが、村内に住所を有する在住の65歳以上の方で、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方、かつ村による基本チェックにより、補聴器の使用が必要であると認められる場合の三つの要件に該当された場合に助成の対象となるとのことでした。助成の額につきましては、1台の購入費用の額と5万円を比較して、いずれか低い金額、または医師により補聴器2台、これは両耳分です。が必要であることが証明されている場合は、購入費用の額と10万円のいずれか低い額を助成されているようです。

また益城町につきましては、購入費用の額と3万円を比較していずれか低い額。ただし住民税非課税の方を対象とされております。

また長洲町では、購入費用の2分の1以内で上限片耳当たり3万円までとなっているようです。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 難聴になりますと、電話や会話や人の中に入るのが苦痛になりますし、引きこもったりして認知症のリスクが高くなるというふうに言われています。

当然ながら事故に遭う確率も高くなります。ところが補聴器はですね、テレビや広告でやっている、いわゆる29,800とか39,800というですね、音声收音機とは違いまして、片耳で10万円を超えるわけです。

年金の少ない高齢者には手が出ません。助成が広がっている背景には、こういう事情があります。

そこで本町でも検討できませんかっていうことなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それでは、お答えいたします。

本町でも助成の検討ができないかということでございますが、私も新聞記事やテレビのニュースなどで、難聴が認知症のリスクを高めることが近年の研究結果で分かってきたという情報は把握しております。

難聴により音の情報が入ってこないことで脳の活動そのものが低下し、認知機能に影響を与え、認知症へのリスクが高まるというようなことのようにです。さらに認知機能の低下により、コミュニケーションの機会も減少することで鬱やフレイルにつながることも懸念されております。

難聴が重度化してきますと、補聴器に頼らざるを得なくなってくるかと思いますが、補聴器を購入するようになりますと、数万円から数十万円と、高額の出費になりますので、高齢者の方にとってはかなりの負担となり、購入を諦める方もいらっしゃるのではないかと思います。

そのような状況でもありましたので、令和6年度の当初予算を編成する中で、新規事業としまして助成事業に取り組めないか課内で検討いたしました。事業を実施するに当たっては財源の確保が必要となってきますので、今後の国県等の動向や他町村の情報等を収集いたしまして、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） そこで、町長に伺います。いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、私も今いろいろと勉強になりました。

身体障害者福祉法のほうで補聴器は買えるということで身障者の方々はそちらのほうで買われると思うんですが、金額が10万円というのはですね、かなり高いんですね、なかなかこう。私も補聴器つけた人を何人か知ってますけど、複数の方々が話されると分からないと

いうのがあるようで、1人ずつちゃんと話してくれっていうその方が言われたのをですね、ちょっと印象深く思ってますけど、今、45市町村の中で3町村がやっているとことです。

よく頑張っておられるなと思うんですが、これはまだ研究が必要だと思いますので、今すぐ議員がどうだと言われて、はい、分かりましたっていう感じではなくて、ちょっと研究をさせていただくか、球磨郡内の10市町村の動きとかですね、そういうものを勘案したところで、今すぐではなくて、考えさせていただければというふうに思ってます。

○6番（久保田 武治君） ぜひ、前向きな検討をいただければというふうに思います。

4番目、最後ですね、川辺川ダム建設問題について伺います。

この間、いろいろな情勢の急転もあってるようですが、まずアの国土交通省元防災課長、〇〇〇〇氏。この方が人吉市で講演をなさいました。

その中でですね、ダムの基本方針自体は説明がつかないフィクション。決めたことに拘らず、現場の事実を目を塞がず、住民の命を守り、自然豊かな球磨川を実現する地域づくりに住民と行政と一緒に取り組むことが必要というふうに述べられました。

それをどのように受け止められるかっていうことなんですが。まずですね、流域の市町村長のほとんどが、国交省のデータや言い分が科学的だから信用できる。あるいはダムで命も清流も守れるというふうにお考えになってるんだと思うんです。〇〇さんはですね、京都大学の工学部を卒業された後、旧建設省でダム建設事業に長年携わってこられた人で、河川の専門家なんですね。その方が科学的な立場から、今回の川辺川ダム建設については、ダムの効果は限定的、緊急放流で被害が拡大される恐れもある。ダムの基本方針自体は説明がつかないフィクションであるというふうに話されました。

〇〇さんいわく、川辺川ダムはおかしな計画で、そもそも2020年7月の降雨量、12時間で322ミリだったもの、そういうのを使わずに、12時間で298ミリ、これを採用している。2024年の降雨量を使えば、ダムが作れないということなのか。これから7.4洪水より大雨が降る可能性は大きいのに、国土交通省は2020年7月の降雨量を使っていない。またこうした変化があっているのに、前の建設予定地に同規模のものを作ると決めている。結局、根拠は曖昧でフィクションですっていうふうに言われてるわけですね。

ダムがあれば命が救えたという国の言い分に対しては、人吉では支流災害で多くの人命が奪われたという住民の調査に対して、事実を検証し向き合う必要があるというふうに述べられました。

また流水型ダムでも土砂の堆積は必ず起きる。ダムがない河川の現状に変化をもたらすことは確実で、その程度を予測することはできないというふうに言われました。つまり、国が言うようにですね、清流を守るということは確実に言えないということです。

大阪府ではですね、自分が関わった事業ですけど、ダム建設が中止になったと言われてます。決めたことにこだわらず、住民と行政と一緒に取り組むことが必要というふうに述べられました。

私はこれまでも度々ダム問題で質問してきましたが、町長ですね、私がダム反対派の言い分をいつも言ってるっていうふうに聞かれてたと思うんですが、今回のこの今私が述べたことはですね、ダム事業に自ら関わってきた、そういう国交省、建設省国交省の役人で、河川の専門家がこういうふうに言われてる。そこについて、町長がどのようにお考えかということをお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） この〇〇さんの発言はですね、ダムに反対しておられる方々からすれば、バリバリのダム推進派であった国交省の河川の役人がダムの基本方針自体が説明のつかないフィクションと言ってるじゃないかと。大変勇気づけられる発言だと思いますけど、7月豪雨で多くの方々が亡くなっておられる。それは先ほどこういう理由でというこ

とおっしゃいましたけれども、それじゃどうしたら水害を防ぐことができるのかという、人命を守れるのか、国交省はできることをしなかった場合に密室の行為ということで、日本全国で何箇所か、裁判をうたれてます。

そういう、例えばダムを作ったら人命が救われるかもしれないなかったことをやらなかったことで、罪に問われる可能性もあるわけですね。そういう理由でいくつかの訴訟を受けてるんですけど、7月豪雨では多くの方々が亡くなって、今思えばですね、ダムができていれば助かった命もあったのかもしれないなというふうな、私たちもそういう話はしております。

この〇〇さんという方は、京都大学で土木工学専攻された方で、旧建設省ということで、32年ほど建設省っていうか国土交通省に勤めておられたわけですね。54歳で本省の河川局防災課長を退職されたと聞いております。だんだん上に行くに従ってポストは少なくなりますので、官公庁はですね。国交省の職員ですので当然、当初は専門家として国交省の方針に沿って仕事を32年間されてきたわけですが、それを辞められてダムで命と清流を守れるのかというふうに言っておられるわけですが、国交省の仕事に疑念を持たれて辞められたのであればですね、ご自分の中で相当の葛藤があったんじゃないかなというふうに思うんですが、32年間勤めておられた。公務員というのは守秘義務がありますので、守秘義務が課せられている中で給与をもらって退職金をもらって退職をして国交省を批判してるという、こういう図式になりますけど、そこで働いていた結果として、現在、会社のほうを経営しておられるということを聞いてるんですけど、国交省に勤めておられたことで現在、年金をもらってるということがあります。例えて言うならばですね、役場職員に言うならば、役場職員が退職した後で、自分が担当していた業務について、自分はあの仕事は前からおかしいと思ってたんだと。そして退職をして退職金をもらってですね、後で色々と言うというのは、どうも、すごく、少なくとも役場職員としての教示といいますかプライドといいますか、それは、そういうことはあり得ないことじゃないかなというふうに私はそう思いますけれども、〇〇さんはそうではないのかもしれない。

これは私がですね、久保田議員からどう思うかというふうに聞かれたのでそう思ってることを今お答えしてるわけですが、その答えとして表にあらわれてきた現象面だけを見てですね、発言していますので、本当のところは私の考えが及ばない、もうちょっと別の側面があって、実はもっと深い話で、私の考え方が見当違いなのかもしれませんけれども、私はどうなのかと聞かれた時には、そういうふうに答えるしかないかなというふうに思います。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 町長はね、守秘義務云々と言われましたけど、しかし良心の解釈に耐えかねてこういう話をされてるって、そういうことなんですね。

それにこの間、7月4日、この豪雨災害以降ですね、本当に住民の話を国・県が聞いているかどうかという、そこに根本の節の問題もありますのでね。次のですね、最後になりますが、ダム建設予定地の五木、相良両村長はダムについて態度表明をしておりません。

今日の報道によりますと1か月、2か月うちに村民集会をやって決めるんだっていうふうなことらしいんですが、環境影響評価も不十分な状態で推進していくことには無理があり、そういう意味では町長もですね、言わばダム促進協議会でダムを作れ、ダムを作れっていうことでずっとこれまで行動されてるわけですが、ご自身は積極的にダムを作れという立場ではないというふうにずっと以前には言われましたが、しかし、やはりダム建設の言わば当地である五木、相良の村長が決断できないいろいろとやはり問題があるっていうふうに思われてる中で、そういう言わば旗振り役をですね、やるのはちょっと私はやめて、留保して、きちっと事態を静観するべきではないかというふうに思うので質問するわけですが、環境影響評価レポートについて国はですね、希少生物や植物、堆積土砂の影響などについて一定認めています。

しかし対策をとれば大丈夫だと言ってるわけです。

しかしですね、ダムサイト等建設予定地は地質が悪く危険であるということはこれまでも私も紹介しました。

しかし、今回の環境影響評価レポートには、地質が悪く危険とかっていう指摘も大規模な崖の崩落ってということなども全く記載をしていません。しかし現地の人たちは危機を感じているわけです。

熊日新聞の3月4日社説。安心と納得感はまだ遠いとして、水質悪化や生態系の悪影響を不安視する意見は根強い。川辺川ダムの問題は長らく県民世論を分断してきた。蒲島県政は民意を重んじるとしつつ、右往左往した印象は否めない。県民が広く同意できるものであってほしいというふうに述べています。

先ほど言いましたように、五木・相良両村長はダムについて態度表明をしていません。いずれも村民の声をしっかり聞かなければ判断できないということなのですが、相良の村長は、地域の宝である川辺川は、安心安全で、子々孫々まで残していきますというふうに述べておられます。

ダムは作ってしまえば取り返しがつきません。もし甚大な被害があっても、いやそのときには想定し得なかったとか、国交省の役人も、県職員も誰も責任とりません。ダム推進を旗振りをした町村長たちも、あってもそのことの責任は取れません。

そこでですね、町長も推進じゃなくて、態度を留保すべきではないかっていうふうに私は思うので、そういうふうに申し上げるわけですが、いかがですか。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 作らなくて被害が出たときも、作らないほうがいいって言った人は責任は取らないと思いますけれども、五木の村長もですね、相良の村長も、ダムの早期完成について川辺川ダム建設促進協議会で国と県に提出した要望書があるんですけど、これに名前を連ねて押印しておられます。ですね、ご存じだと思いますけど。

会長は森本町長ですけれども、この促進協の副会長は、五木村長と人吉市長、八代市長3名で務めておられます。今のところ態度お二人とも留保されてますけど、反対しておられるんですしたらですね、促進協の副会長に就任したりはされないかなというふうに思ってます。

ダムの早期完成を国県に要望するということではっきり言っておられますし、令和3年の6月に提出しました要望書のタイトルはですね、その名も流水型（川辺川ダム）の早期完成に関する要望書というタイトルです。早く作ってくれということでお二人とも名前を連ねて押印しておられます。

この中で、流水型ダム建設は環境アセスメントが問題視されているけれども、これ町村長が言っておられるんですが、早い完成を望んでいるという要望書です。この要望書に名前を連ねておられる五木村長、相良村長も態度を留保ということじゃなくて、要望書の中で早く作ってくれということ言ってるわけですね。

で、実際の被害が起きるのは下流になりますのでですね、そういうのはあるんですが、3月6日の熊日にですね、五木村長がダムへの賛否の判断材料が揃いつつあるというふうに言っておられますけれども、これを最終的な判断に結びつけていきたいというふうに発言されてます。あとはどれだけですね、五木と相良の地域振興に、国・県が財政出動するかにかかっているような状況ではないかなと、私は周りから見ててそういうふうに思います。

で、相良村は去年の3月の28日くらいか、ちょっと日にちは今ここに空では覚えてませんが、112億円の県からそれだけお金を持ってきて地域振興をやると。その前に、五木のほうは100億円と50億円ですかね、お金が出されておりますので、そこら辺りを考えるとですね、やはりはっきり態度は表明されておりませんが、近々そういう態度を表明されるのではないかなと、私は思っております。

蒲島知事はですね、4月18日くらいですかね、任期ですので、蒲島知事としては自分の任期中に何とかしていただきたいというなことを考えておられると思いますけれども、五木村長はですね、それにはこだわらないと言っておられますので、そこらあたりがどうなるかは、私には皆目検討つかないですけど、お二人とも実際、促進協の中で早く作ってほしいと言っておられることは事実ですので、そこあたりは、そういうふうな方向になっていくのかなというふうに今思っています。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 私はですね、この質問、度々取り上げるのは、球磨川全体の流域のですね、まさに安心安全に関わる問題なので、当然町長もその一端を担っていますのでお尋ねをするわけです。

さらに今いろいろ言われましたが、国・県が、いわば相良と五木にですね、いわば懐柔策として札束に物言わせて何でもやるからお願いっていう、そういう姿も透けて見えるわけです。そうでしょ。ダム反対のですね、もう一つはね、五木の集会のときに、蒲島知事が見えたときに、村民の方からですね、ダム作った後、当然、蒲島さんも五木に移住して、ちゃんと見届けるべきだっていうふうに言われたら、家内と相談してとかっていう話をされたとかかってですけど、実際、今回やめられるからも絶対五木にはきません。

それと町長にもね、申し上げたいのは、町長だって例えば10年、20年後ですよ、ダムを作った後どうなったかって見届ける責任がありますね。ということです。ダム反対の学者や研究者ではなくて、国交省に在籍したダム事業の専門家がですね、疑問や懸念を示している。そういう中で本当にですね、命と清流が守れるのか。拙速なダム推進はですね、絶対将来に禍根を残す。

そのことを指摘して、質問を終わります。

○議長（宇佐信行君） これで、6番久保田武治議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時から再開をしたいと思います。

(午前11時55分休憩)

(午後01時00分開議)

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番前田文議員の一般質問を許可します。10番前田文議員。

前田 文議員の一般質問

○10番（前田 文さん） こんにちは。先の令和6年能登半島地震において被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今からの質問内容は、政策の根幹に関するものでありますので許可をお願いします。

○議長（宇佐信行君） 許可します。

○10番（前田 文さん） それでは、通告どおり始めさせていただきます。

今年初めより大規模な災害、能登半島地震が起き、本町からも被災地派遣として職員が行っているが、支援活動内容と労務管理について伺いたい。

能登半島地震への自治体職員の支援派遣につきまして、現在、県内全ての自治体から派遣している状況で、本町からも石川県輪島市に派遣されています。

そこで派遣職員の選考基準ですが、どのような資格・技術を持った職員なのかも含め、どのように選考されたかお伺いします。

○議長（宇佐信行君） これより町長、関係課長の答弁を許可します。岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） はい、ではお答えさせていただきます。

先ほどの危機管理防災課長からの答弁もありましたとおり、大規模な災害が発生した場合におきましては、自治体職員の派遣ということにつきましては、総務省の応急対策職員派遣制度というのがございまして、これに基づいて被災地に近い都道府県から順に派遣の要請が行われることになっております。

熊本県に対しましては、1月23日から輪島市へ派遣するように要請があつているところございまして、現在も続いております。

熊本県におきましては、いつこの要請があつても対応すぐできるように、地震発生直後から事前に市町村への希望調査が行われたところございまして、それを元に班編成の準備をされておりました。

その時の情報によりますと、派遣職員の活動内容といたしましては、住家被害認定調査業務、2番目に罹災証明書の発行業務、三つ目に相談業務というものが想定をされていたということでございます。

派遣に当たりましては、資格とか技能とかそういったものは一切問わないということございしましたが、宿舎が非常に限られているということで、大部屋に集団で寝泊まりすることもあることから、男性職員を出していただいたほうが良いというようなことございまして。現在も宿舎の関係で、大部屋に集団で宿泊をしているということございまして。

その職員の選考につきましてでございますが、最初、全職員を対象にすぐ希望者を募ったところございしますが、なかなか自分から手を挙げてついで職員がおりませんで、どうするかということで検討しました結果、総務課を皮切りに2階、庁舎の2階、それから3階、そしてそれから1階という順番で、それぞれ課を代表して職員を派遣していただくということで、課長会で、その会議で決まったところございまして。

只今申し上げましたとおり、その人選につきましてはそれぞれの課で、お互いの話合いのもとで出しているというようなことございまして。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） 派遣内容等を次に聞こうと思いましたが、今、言っていたので、ちょっと違う質問にいきます。

では次に、派遣人数と活動は言っていたので、報告経路、県を介してなのかと、時期と、帰省してからなのかについてお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきます。

派遣の人数でございますけれどもまずですね、県職員と市町村職員とで約20人の班編成を作っております。

その1班あたりが、8泊9日の日程で交代で支援に出かけるというようなことございまして。

本町からは、熊本県における第3陣といたしまして、2月4日から12日までの9日間、総務課の職員が1名。第6陣といたしまして、2月22日から3月1日までですけども、建設課職員が1名行っております。さらに第9陣といたしまして、昨日から、3月11日から3月19日までということで、企画観光課の職員が1名支援に行っているところございまして。

活動内容でございますが、先ほど三つ申し上げましたが、まず1個目の住家被害認定調査業務ということでございまして、20人程度の班編成のもとで、またさらに分割いたしまして、少人数での1軒1軒回つての実測といいますか、下げ振りを使ってというふうに言われてますけれども、どの位程度で外観が傾いているとか、そういった調査を行っているということございまして。

また調査に当たりましては、雪が降ったりとか、曇りが降ったりとかということで、もう全員が雨具を着用して業務に当たっているということでございますが、さらに、時には最大震度4といった余震がまだ続いているということもありまして、大変怖い思いをして業務に当たったという報告も受けております。

次に、労務管理ということでございますが、朝6時には宿舎を出発いたしまして、輪島市役所に8時過ぎに到着いたします。そのあと8時30分から大体16時を目途に現地調査を行いまして、現地調査が終わった後は、16時30分に市役所を出発して、途中コンビニで翌日の朝食、それと昼食、この2食分を購入して宿舎に着くということでございますが、宿舎には19時過ぎに到着という苛酷なスケジュールというふうになっております。

これらの報告でございますが、本人が到着してからの口頭での報告もありますけども、後日県から1週間というか9日分を1日ずつまとめていただいて、データとして送っていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） 被災地派遣職員との情報共有ができていて安心しました。

最後に町長にお聞きします。現地での職員の活動に対する安全管理、健康管理に関する対策と、それらを誰がどのように管理し、責任の所在をどこに置くのかお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 実は先だってですね、住民の方から電話がありまして、自分が力になれたら能登に行きたいんだけどという人がいらっしゃいました。

直接電話をかけてこられてびっくりしたんですけど、それは、今のところまだお願いすることはできないというようなことはお話ししたんですが、住民の方の中にですね、そういう意識を持っておられる方がいらっしゃるというのは、本当にちょっと感動したところでした。はい。

派遣の期間中はですね、熊本県の職員の方がリーダーとなって、それとリーダーとサブリーダー二人ですね、市町村職員の労務管理を担当していただきます。もうまさにですね、月曜日に一人、三人目が出かけたんですけど、これまで毎日の能登半島における活動内容、それから超過勤務、健康管理、そういった状況を取りまとめて、職員を派遣している各町村に県のほうから報告をいただいています。

報告書の内容によりますと、これまでの県内自治体職員の派遣の中での怪我、あるいは事故、また体調不良、そういったものは発生していないということのようです。多良木町も二人目までは若い人だったんですが、三人目がちょっといってますので、気をつけてもらいたいなと思ってます。

また派遣に関するですね、責任の所在ということでお尋ねなんですけど、今回の派遣は公務出張ということになります。

まずは市町村が全額出資をして、後で特別交付税で還すというような形になると思うんですが、その出張命令、あるいは旅費の支給、または超過勤務をした場合の手当、そういったのは市町村の負担になります。

以上のことから、責任の所在は派遣している市町村にあるということになります。

ぜひですね、事故のないように、元気で帰ってきていただきたいというふうに、これからはずっと続くと思いますので、そこあたりは町のほうでしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） そのことを聞いて安心いたしました。

被災地に行かれることは町民としてありがたく誇らしいことですが、ご家族の方は心配されると思います。

その不安が払拭され、何事もなく帰省していただくことが望まれます。

現在活躍されている職員、今から行かれる職員の方々の健康安全を留意して、次の質問に移りたいと思います。

町民の防災について。多良木町地域防災計画の地域防災力強化計画の中に、自助、共助の推進の啓発を行うとありますが、推進する事業として、防災グッズの補助はできないか。

令和2年7月豪雨の時、夜中の2時半頃だったと思いますが、消防団の方から避難をしたほうがいいと連絡があり、そばを流れる牛繰川を懐中電灯で照らしてみたときの驚きは、今でも鮮明に覚えています。慌てて家族を起こし、着る物と貴重品をバックに入れ、車で向かったのは球磨川を渡って職場まで行くことでした。

あの時はいち早く連絡をいただいたと思っていて、その時はまだ避難所の開設はなく、防災に関してのノウハウはなく、バタバタと家を後にしたのを覚えています。何も買っていなかったの、用意していなかったの、食べ物・飲み物を買って、雨がよく降るなど明け方まで眠れずに過ごしたことを覚えています。

あれから3年、随分と防災意識を向上していると思います。まずは多良木町内にある備蓄倉庫の備蓄の内容と、どれくらいの人分何日分確保されているかお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

備蓄倉庫につきましては、現在7棟を整備しているところでございます。場所につきましては、恵比寿神社の裏、町民体育館の敷地内、武道館下の駐車場、黒肥地小学校体育館の裏、久米公民館の敷地内、多良木町社会福祉協議会横の駐車場敷地内、こちらには2棟ございまして、合計で7棟の備蓄倉庫がございまして、

その他、備蓄倉庫ではございませんが、孤立の可能性のある地区、槻木地区ですとか、宮ヶ野地区等に事前に物資をお渡ししまして備蓄をいただいているところでございます。

備蓄物資につきましては、武道館下の駐車場、黒肥地小学校体育館裏、久米公民館敷地内の備蓄倉庫には、主に水、食料等を備蓄しております。

その他の備蓄倉庫につきましては、避難所用の間仕切りテントや段ボールベッド、折り畳みマット、マンホールトイレ用のテントや便器、生理用品、救命ボート等の水防資機材を備蓄しております。

数量につきましては、すいません、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお渡しできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） ありがとうございます。

多良木町地域防災計画の地域防災力強化計画に、町民は自らの身の安全は自らが守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助、積極的参加をするように努めているとありますが、まず個人ができることは、避難ルートの確認や防災グッズの準備などが考えられます。

そこで私なりに防災グッズの準備をしているか、食品などの備蓄はと、会う人その都度にお聞きしました。食品の備蓄は、少量にしても何かしているという方がほぼほぼで、グッズに関しては準備している方は40%ほど。年代は様々ですが、比較的若い方のほうが準備をしていないということが見えてきました。

その理由は経済的な問題と防災意識に対する関心度の低さで、分かってはいるが行動まで至っていないというのが現状です。

防災グッズはネットで調べると、5,000円から1万、2万円するものもあり、これが1人分ですから、家族分となると結構な金額になり、なかなか揃えられません。

そこで、多良木町約3,500世帯分の防災グッズは配布できないでしょうか。お伺いします。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

まず、これまでの町の取り組みのほうを、ちょっと紹介をさせていただきます。平成30年度に非常用持ち出し袋と黄色い無事旗を全世帯に配布しております。

また、令和元年度から自助、共助に関する町民の防災意識の向上を図ることを目的としまして、各自主防災組織が実施する防災訓練等に対する委託料を、世帯数に応じてお支払いをしております。

この委託料を活用しまして、防災グッズの購入、地区民への配布をしておられる組織もございます。

さらに令和5年度からは、防災対策の重要性の啓発及び保護者の防災意識の向上、併せて災害時における乳幼児の安全の確保を図ることを目的としまして、1歳以下の乳幼児がいる親子へ乳幼児用防災リュックを配布しております。

また、県の補助事業では、自主防災組織を対象としたコミュニティー助成事業がございまして、最大200万円の助成を受けることが可能となっております。

町の補助事業としまして、こちら企画観光課で担当しておりますが、地域活動支援補助金がございます。補助上限額は10万円でございますが、こちらを活用し、防災グッズの配布をされている行政区もございます。

議員ご質問の各世帯への防災グッズの配布はできないかとのことでございますが、町が防災に関する業務を進めるうえでの課題としまして、地域住民の防災意識を高めることが最も重要であると認識しております。

防災グッズの配布は、防災意識を高めるうえで有効な手段であると考えております。グッズの配布に当たっては当然、予算が絡んでまいりますので、財政と協議し、また補助金等の財源の確保も含めて今後、研究してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） いろいろと補助金があって、それぞれの地区でいろいろ考えていらっしゃるということで、私が一応考えた、考えたことなんですけど、最低グッズを調べてみると23目品ほどで、100均で22品目ぐらいは揃えることができます。

では町が必要最低限の防災グッズを揃えていただき、1世帯に一つだけ3,000円ほどで必要な方に買っていただくなどの方法はどうでしょうか。そうすると無駄のない防災グッズを見て、家族に必要な人数分を準備できるのではないのでしょうか。町長はどのように思われますか。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、防災に関してはですね、私たちの個人でリュックの中に、ちょっと重いんですけど3日分ぐらいあればということなので準備はしてますけど、それは期限が来たらその都度変えていくということになりますけれども、道具についてはですね、懐中電灯とか、それからズック靴ですね、そういうガラスを踏んでも大丈夫なようなビブラムソールとか、ソールがしっかりしたやつを入れてるんですけど、そういうものは、こういうものを揃えてくださいというのは確かあの危機管理防災課のほうで講習のときにやってると思うんですよ。

できればそういうのを住民の方々意識を持って、さっき危機管理防災課長も言いましたように防災意識が高いほど自分の身が守れるということですので、それは町の方々個人でですね、できればやってほしいと思うんですけど、補助金等があればですね、そこは町の一般財源をそれに加えてできないことはないかもしれませんが、そこはこれからの研究材料ということにさせていただきます。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） ちょっとしたきっかけを与えていただけると、町民の自助の意識

を高めていくことにつながると私は思っています。

南海トラフ地震 2035 年をめぐり、前後 5 年間の間に起こると言われています。

早急な対応が望まれると私は思います。

では次の質問にまいります。

町の経済効果について、1、新型コロナウイルス感染症 5 類移行により、町の行事による経済効果は。新型コロナ 5 類移行後行われた行事を産業振興課の方へお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

主に農林商工祭、米コンクール九州大会、それからイルミネーション事業の 3 事業でございます。

○議長（宇佐信行君） 10 番。

○10番（前田 文さん） その中で、新しく始められたイルミネーションのアンケートをとっていらっしゃるんですが、途中でも構いませんので自己評価としてどうだったかお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

アンケートにつきましては、12 月 9 日から 2 月 29 日までで一応アンケート調査を完了しております。回答率、回答数につきましては、30 件ということで非常に少なかったんですが、うち、この内容につきましては、満足度の質問回答についてちょっとご説明させていただきます。

まず質問の一つです、とても満足というのが 12 件ございました。あとまあまあ満足というのが 6 件でございます。普通というのが 10 件ございまして、まあまあ不満といいますが、少し不満というのが 0 件ございました。それからとても不満というものが 2 件ございました。

また最後に事業に対する意見と感想についてという質問があったんですが、大まかに言いますと、よかったという意見もありましたが、一方では規模を大きくしてほしい、コラボするイベントを増やしてほしい、何かしら町の収益があれば賛成なんだがもう少しイベントを多くするなど工夫を望むという意見もありました。ご

質問のですね、自己評価につきましては、回答数が非常に少なく評価するには非常に乏しいところがございますが、初年度としては、町民からの評価は期待感も含めまして少し評価できるのではないかという感じは持っております。

反省としましては、設置時間が非常に切迫しておりまして、イルミネーションを工事するほうにちょっと傾注したもんですから、参画イベントを募る期間が非常に不足していたところでございます。終わります。

○議長（宇佐信行君） 10 番。

○10番（前田 文さん） 反省点が見えたところで、それをこの次に生かしていただければと思います。

では、この事業は商工業振興費を目的として始められたと聞いていますが、どんな効果があったかお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） 確かに商工業振興費に予算化しておりまして、初年度としてはですね、商工業におけますと、収益や集客数という観点からしますと、効果は目標からは程遠い状況であったと考えております。

スタートラインに立ったという認識でおります。

今後はですね、この商工業振興のみならず、農林商工連携としまして、また地域コミュニ

ティー活動事業として当該事業をですね、継続することに、各組織ですね、例えば商工会の青壮年部、それから JA 関係ですが、なかなか今から難しい問題抱えておりますが、そういった組織の活動事業の中にですね、どうかご協力をお願いして、各組織それぞれ縮小化しておりますけども、人員や活動についてお互いに共助して、活発化してより連携した効果を実現していきたいと考えております。終わります。

○議長（宇佐信行君） 10 番。

○10 番（前田 文さん） 私もアンケートに参加して提案しているので参考になればと思っています。

来年度はもう 1 段階レベルアップしていただいて、この事業が町の活気、人を動かすきっかけとなり、思い描く形になっていくことを期待しています。

では 2 番。町の経済効果を上げるための手段として、イメージキャラクターを製作できないか。

町を盛り上げるため、近隣町村でイメージキャラクターがありますが、先日の中学生議会の答弁でタイミング、地域資源の調整、機運情勢の取り組みが必要だということでしたが、令和 6 年度柳野分校 100 周年記念、令和 7 年度多良木町合併 70 周年とあります。これはその絶妙な時期だと思いますが、どう思いますか。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほどの産業振興課の答弁をちょっと補足したいと思うんですが、はい、あれ夢チャレンジ事業という県の事業に応募をですね、実際、一般財源で最初予算が出たとき 800 万だったもんですから、ちょっとびっくりして、こういうのをやるのかなと思ったんですが、夢チャレンジ事業で 400 万円いただきましたので、多良木町の負担は半分、300 数十万に、であれだけの事業ができたということはよかったかなと思ってます。

初日 12 月 9 日だったと思うんですが、多良木音楽祭とですね、一緒にコラボをしてもらいましたので、初日はすごく人がたくさん来てくれました。

私も後で何回か行ったんですけど、私が行った時にはあんまりお客さん見えてなかったんですけど、これから少しずつ、さっき産業振興課長が言いましたようにですね、少しずつ大きくしていければいいなというふうに思ってます。イ

メージキャラクターという話で、先日、中学生議会のときに質問がありましたけれども、一時期ゆるキャラブームというのがあってですね、くまモンができた後に、雨後の筍のようにいっぱいできました。

議員おっしゃるように、私もいろんな町村の行事に参加してて、10 市町村ありますけど、ないのは多良木だけなんです。これはこれで個性なのかなというふうに思いますけど、他のところのゆるキャラは、例えば水上はですね、鹿が出てきてたのシカという、何かそういうゆるキャラが出てますし、それからですね、湯前町は、湯前町は何だったですかねあれは。何かありましたよね。ゆっくんか。何かタライを持ってるゆっくんというのがあって、相良はさがらっぱで、これわりと皆なご存知、知っておられるんですよ。この間、権限代行で国が球磨大橋の起工式やったときにですね、錦町で錦太郎というのが横から出てきたんですけど、全然知りませんでした。初めて見たんですけど、後でくまモンが出てきたんで、もう一瞬にして向こうに皆バーっと行ってしまったんですけど、なかなか、やっぱりネット検索したら、一位は断トツでくまモンがトップだったですね、ゆるキャラのですね。2 番目が、栃木県の佐野市のさのまるという、犬のモデルのゆるキャラなんですけど、3 位で腹巻きをしたバリィさんという、今治のバリィさんっていうやつだったんですけど、彦根のひこにゃんというのは割と有名なんですけど、その順番には入ってなかったですね。ゆるキャラのグランプリとかありますけど、大体どこも似たような感じで出ておまして、そのほとんどが忘れら

れてるような気がしますけど、船橋のふなっしーはあれどこ行ったんでしょうかね、最近全然出てこないですよ。

一時期、多良木でもですね、ネットにSNSにたら麒麟というのがアップされてまして、大変よくできたキャラクターだったんですが、あれは岡山のきびだんごというところのスタジオで作っておられるみたいで、あれ確かプロのデザイナーが入っておられるんですね。たらぎビジネスデザインキャンプの時にこられた、楽天の三木谷社長と一緒に楽天を起こされた方がゲストで来てもらったんですけど、そこの方の会社のように。専門のスタジオで作ってもらってますので、もしそれを借用するとしたら権利料とかが発生するのかなというふうに思ってるんですが、多良木に今、私の知り合いの方でそのマネジャーをしてるという方がいらっしゃるんですが、そのキャラクター自体はすごくよくできています。

あとはいつきちゃんとかですね、五木のキャラクターがありますけど、あとヒット君ってのは人吉のきじ馬をモデルにしたやつがありまして、これもあんまりよく知らなかったんですが、あさぎり町のけん太君というのは、これも知らないですね。それから、球磨村には球磨太郎というのがいるらしいんですけど、こちらはまだ見たことがないですよ。

役場のイメージはお堅いイメージがありますので、イメージキャラクターを出したらですね、親しみがもたれて、お堅いイメージを払拭することはできると思います。大いにプラス面はあると思います。例えば、イメージキャラクターを使ったインパクトのある発信というのは、町の認知度の向上にもなりますからね。かわいいキャラクターは女性とか子どもに親しみを、行政に親しみを持ってもらおうという意味では非常に敷居が低くなるかなという感じはしております。

不特定多数の皆さんに情報発信しますので、ここでかわいいキャラクターを紹介できれば、町の大きなアピール効果は期待できると思います。また議員さん、議員の皆さんたちとか、職員の名刺とかにも使えますしですね。

ゆるキャラを使った場合はよく覚えていただける、くまモンを使ったら熊本県の職員の方ってすぐ分かりますので、そういうキャラクター、何となく皆さんがハッピーになれるという効果があると思います。

思ったような効果が得られない場合は、どっかで見たようなキャラクターが出てきたときには、あとなかなか覚えてられないんですけど、一度作ったらそれが町の顔になりますので、そこらあたりはやはり慎重にやったほうがいいかなと思います。

これはまた皆さんで話し合いをしてですね、どうするかについては決めていただいて、それを決める時には、また議会の皆さんにご相談をするというような形になると思いますが、公募をしたときに多良木のイメージにピッタリ合致したようなのが出てくればいいんですけど。それか公募しなくて自分たちだけでデザイナーに依頼して作るかなですね。その場合はちょっとお金がかかりますけど、いろんな方法があるかなと思いますので。

人吉球磨10市町村内でないのは多良木だけ、他のもあるかないのか分からないようなキャラクターもありますけど、そこらあたり、ちょっと皆さんと話し合いをしていければというふうに思ってます。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、企画観光課のほうからのお答えをちょっとさせていただきます。

先ほどの町長の答弁と、あと中学生議会での答弁と多少重なるところがあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

イメージキャラクターはですね、その地域の歴史、伝統、自然、食べ物などを反映しております。地域の魅力を伝える手段としては非常にですね、効果的であると思います。

先ほども言われたとおり、熊本県のくまモンが成功事例として有名だと思います。

先ほども言われたとおり、イメージキャラクターを作成するメリットは、成功すれば地域の話題作りやイメージアップに役立ったり、期待するPR効果に対して、必要コストが少ない点があげられると思います。

それに対してデメリットですけれども、デザインやキャラクター製作に初期費用がかかって、一時的な流行で終わってしまう可能性がある点でございます。また何よりですね、地域住民に愛される必要があるかと思えます。

議員が述べられたように、令和6年度は柳野分校100周年、令和7年度は合併、町村合併70周年という節目でもあります。

多良木町のイメージキャラクターを作成するためには、その素材となる歴史、伝統、自然、食べ物などのブランド化が必要です。多良木町のイメージはこれであるというような、特化したものを創出する必要があると考えております。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田文さん） 先ほど町長から今から言うことを言われてしまったので、重複するかもしれませんが、申し訳ありません、答弁させていただきます。

ちなみになんですが、湯前町のゆるキャラの経緯をお伝えしますと、町制施行75周年を記念して、記念式典をはじめ各種行事を展開。その一環で湯前町イメージキャラクターを全国に公募し、376点の応募があり、その中から最秀賞ゆっくん、優秀賞など4点が選ばれました。翌年にゆっくんを湯前町営業部長と位置づけ、2体の着ぐるみを製作されました。製作費用は69万6,150円×2体。一般財源より維持費用、2年、3年に1回クリーニング費用、1回の3万円。キャラクター選考に最優秀賞賞金7万5,000円プラス町の特産品詰め合わせと、1年をかけて製作されています。

必要性があるか否か、少なくとも私の周りではあったほうがいいのかという意見が多く、多良木町が認可したゆるキャラがあったら色々なことに活用できるという意見もあります。

小中学校の中でキャラクターが活用され、多良木中学校ではえびすまなぶ君というキャラクターが存在し、生徒たちになじみ親しんでいます。そういう面から、中学生議会でもこの質問が出たのだと思います。

では、町のイメージを多く発信し、さらに経済効果につながるような対策をお考えですか。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） 少しですね、企画観光課の歴史観光係の目線になりますが、お答えをさせていただきます。

コロナ禍を経験しまして、また各種のですね、地域資源調査を行った結果から多良木町のイメージを申し上げますと、ブルートレインたらぎと青蓮寺を初めとする文化財がその一例であると考えております。

経済効果の一つの目安としてあげられるのが、ブルートレインたらぎの宿泊者数だと考えております。宿泊者数が増えれば、おのずと周辺の飲食店を宿泊者の方が利用され、観光客の滞在時間を延ばすことで、さらに経済効果は高まると思っております。

よって、経済効果につながる観光施策は、ブルートレインたらぎを中心とした文化財周遊と考えているところです。

例えば、文化財を周遊するフットパスや相良三十三観音めぐりは、滞在時間を延ばす有効なコンテンツであると考えているところです。

ブルートレインたらぎや文化財の情報をさらに発信すれば、一定の経済効果が見込まれるものと考えておりますので、今後とも情報発信と地域資源の磨き上げを進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（宇佐信行君） 町長。

○町長（吉瀬浩一郎君） 恐らく、前田議員が出てこれなければ、このゆるキャラのイメ

ーじキャラクターの話は多分なかったかなというふうに思います。

そういう意味では非常にいいことかなというふうに思っています。

今、企画課長が言いましたようにですね、いろんな観光事業に結びつけられます。今言ったブルートレインをどんな感じでデザインしたらいいのか、阿弥陀三尊をデザインしたらウケはとれるのか。なかなか難しいところがあるので。

ただ多良木町のイメージキャラクターを作りましょうと、どういうふうに考えておられるかという提案をいただいたことはですね、そういう提案自体は大事にしていければというふうに思っていますので。またそれが経済効果に結びつけば尚ですね、多良木町の発展につながりますし、いろんな形で多良木町をこれから発信していくうえで、イメージキャラクターというのがあればいいのかなという感じはしております。

またそれは一緒に考えていきましょう。よろしくお願いします。

○議長（宇佐信行君） 10番。

○10番（前田 文さん） そうですね、政務調査で北海道に行ったときもイメージキャラクターが庁舎内にあちこちにおいて、LINEスタンプなどあり、生かすも殺すも徹底してやるかやらないかだと思っております。

イメージキャラクターを制作する、これはもう町長言っていたので。多良木町にはジュグリッターを設立した方、イラストレーターとして関東で活躍している方がいます。

そんな活躍している方のお力を借りることもできると思っております。ある意味もったいない気もします。

現在、物価高騰により購買意欲が低下する中、町で商売している方々が思案工夫され頑張っておられます。多良木町で働く方々の所得を上げることがこの町に住んでよかったと思える最大の喜びとなり、定住人口の増加にも寄与できるのではないかと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、岡本課長と小林課長に至っては、私にとって最初で最後の質問でした。嬉しいような、寂しいような複雑な気持ちで私の質問を終わります。

○議長（宇佐信行君） これで、10番前田文議員の一般質問を終わります。

日程第2「同意第3号」固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第2、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 同意第3号の固定資産評価審査委員会委員の選任について。固定資産評価審査委員会に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が熊本県球磨郡多良木町大字久米2903番地、お名前が田中静雄さん、生年月日が昭和28年1月8日です。提案理由といたしまして、田中静雄委員が、ご本人が令和6年3月31日をもって任期が満了となるためでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申合せにより、起立表決によって行いたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、この採決は起立表決で行います。

念のため申し上げます。賛成の方は起立を、起立されない方は反対とみなします。

それでは、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意
することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宇佐信行君） 賛成多数です。

したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意すること
に決定いたしました。

○議長（宇佐信行君） ここで暫時休憩をいたします。

（午後01時48分休憩）

（午後01時57分開議）

日程第3 「発議第3号」 多良木町議会議員の請負の状況の公表に関する条
例を定めることについて

日程第4 「発議第4号」 多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する
条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議第3号及び日程第4、発議第4号については関連がありますので、多良木
町議会会議規則第36条の規定によって、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。9番落合健治議員。

○9番（落合健治君） それでは発議3号4号を一括して、提出の理由について述べさせてい
ただきます。

発議第3号、令和6年3月12日、多良木町議会議長宇佐信行様。提出者議会議員落合健
治。賛成者議会議員源嶋たまみ。

多良木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについて。

このことについて、多良木町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出す
る。

提出の理由。以前は議員個人と町との請負が認められていなかったが、令和4年12月16
日に地方自治法（以下「法」という。）第92条の2が改正され、「各会計年度において支
払を受ける当該請負の対価の総額が普通公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境
の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、その後、政令で定め
る年額300万円までは規制の対象から除かれることとなった。

しかしながら、国会における審議過程で付けられた附帯決議で、『「請負禁止の規制緩
和」にあたり、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員
が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事
項を報告し、当該報告の内容を公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個
人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当である。』との

助言がなされた。

これらを踏まえ、町と町議会議員との間の法第 92 条の 2 に規定する請負の状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とし本条例を制定するものである。

発議第 4 号、令和 6 年 3 月 12 日、多良木町議会議長宇佐信行様。提出者議会議員落合健治。賛成者議会議員豊永好人。

多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

提出の理由。令和 4 年 12 月 16 日に地方自治法（以下「法」という。）第 92 条の 2 が改正され、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、その後、政令で定める年額 300 万円までは規制の対象から除かれることとなった。法改正の目的に合わせ、多良木町議会議員政治倫理条例第 3 条において規定されている「請負契約等に関する遵守事項」の一部を改正するものである。

提出理由は以上です。

あとの説明に関しては、議会事務局長より説明していただきます。これで終わります。

○議長（宇佐信行君） 事務局長。

○議会事務局長（浅川英司君） それでは、発議第 3 号の制定案をご説明いたします。

議会資料 37 ページをお願いします。

多良木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。第 1 条、目的でございます。この条例は、多良木町議会議員（以下「議員」という。）が多良木町に対し請負（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

第 2 条、報告でございます。議員は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 30 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。、第 1 号エにおいて同じ。）における多良木町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。第 1 号、請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。ア、請負の対象となる役務、物件等。イ、契約締結日。ウ、契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）エ、当該 6 月 30 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額。第 2 号、前号エに掲げる総額の合計額。第 2 項、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

第 3 条で、報告の一覧の作成及び公表でございます。議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

第 4 条で、報告等の保存及び閲覧等でございます。第 2 条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。第 2 項、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

第 5 条で、委任事項でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

なおこの条例は、第1条でもご説明したとおり、町と請負した者又はその支配人である議員のみが対象となり、該当しない議員は報告の必要はないことを申し添えます。

以上で、発議第3号の説明を終わります。

続いて、発議第4号の改正案をご説明いたします。

多良木町議会議員政治倫理条例の一部改正を次のように改正するというので改め文を付けておりますが、内容につきましては、40ページの新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

新旧対照表の改正前、辞退しという文言を、改正後には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2で定める額までとし、に改正するものでございます。

この定める額というものは300万円でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で発議第3号、発議第4号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宇佐信行君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。この質疑は、発議第3号及び発議第4号を対象として一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから発議第3号から発議第4号の討論と採決を行います。

この討論と採決は、発議第3号及び発議第4号をそれぞれ1案件として、個別に討論と採決を行います。

それでは、発議第3号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、落合健治議員から提出されました発議第3号、多良木町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（宇佐信行君） 次に、発議第4号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、落合健治議員から提示されました発議第4号、多良木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 多良木町議会議員の派遣について

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第5、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、配付しましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定しました。

○議長(宇佐信行君) お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任することに決定しました。

日程第6 委員会の次の会期への継続審査について

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第6、委員会の次の会期への継続審査についてを議題といたします。

厚生建設文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、多良木町議会会議規則第74条の規定によって、配付しました申出書のとおり次の会期への継続審査の申出がっております。

お諮りします。

委員長から申出のあったとおり、次の会期への継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、次の会期への継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更は及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長(宇佐信行君) 令和5年度第9回多良木町議会(3月定例会議)を閉じます。

(午後02時12分散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員